

●自治会合併の進め方〈参考〉

法人として認可を受けていない自治会については、法律上任意団体となり、その合併手続きについても特に決まりはありません。このため、自治会合併を進める際に留意すべき点やその手順等の一般的な進め方を参考としてまとめました。

1. 合併しようとする自治会同士における合併後の体制等の検討・協議について

自治会の合併は、区域内の住民全員が関係する重要事項なので、メリット・デメリットや調整すべき事項などについて時間をかけてよく検討し、相互理解のもと折り合い点を模索していきましょう。

【メリット（例）】

- ・会員数が増えて、収入も増える
- ・それぞれの自治会ごとで担っていた役員について、合併によりその総数が減らせる

【デメリット（例）】

- ・調整によっては、以前に行っていた事業の廃止や所有していた財産の処分などが必要となる
- ・規模が大きくなったことにより、事業の運営負担が大きくなる可能性がある



【調整すべき点（例）】

- ・規約事項の整理（①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者や役員に関する事項、⑦総会や役員会などの会議に関する事項、⑧資産に関する事項など）
- ・規約外の自治会ルールの整理（組の設置、内部組織（自警団、子ども会、老人会など）、集会所の使用、会費とその徴収方法、ごみカゴの管理法、募金など）
- ・収支や実施事業の整理（決算書や事業報告などを基に調整）
- ・所有財産の整理（合併後の自治会に引き継ぐもの、合併までに処分するものなど）
- ・地域の慣習的な事項の整理（神社・寺院の維持管理、おこない、お祭り）

2. 具体的な合併手続きについて

合併のための調整事項の協議が終われば具体的な合併手続きに入ります。手続きの参考例の概略フロー図（認可地縁団体の手続きは含んでいません）を別図に掲げますので、参考としてください。

（1）当該自治会による協議書（案）の作成

- ・合併の趣意（設立目的）、新設合併 or 吸収合併の明示、合併の効力発生日
- ・規約事項（①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格、⑥代表者や役員に関する事項、⑦総会や役員会などの会議に関する事項、⑧資産）
- ・新たな組織体系

- 協議事項のうち特に重要な事項
- 組織再編に係る今後のスケジュール

新設合併…当該自治会は全て一度解散となり、新たな自治会が設立される。
 (新たな自治会の告示が必要)
 吸収合併…受渡自治会は解散となり、受入自治会は組織変更となる。
 (既存組織の変更のため告示は不要)

(2) 構成員への周知

- 協議書(案)を確定して、当該自治会の構成員に文書等で周知する。(または説明会を開催する。)
- 構成員の周知(または説明会)を受けて協議書(案)を最終調整。

(3) 総会の開催

【新設合併の場合】

- それぞれの自治会で協議書(案)の承認決議と解散決議を行った後、協議書を締結
- 協議書に基づき新たな自治会において設立総会を開催

【吸収合併の場合】

- 受渡自治会で協議書(案)の承認決議と解散決議を行い、受入自治会で協議書(案)の承認決議と合併決議を行った後、協議書を締結
- あわせて受入自治会の総会では必要に応じて規約変更等の対応を行う。
- 協議書に基づき解散した自治会の構成員の受入を行う。

(4) 市への届出・報告

【新設合併の場合】

- それぞれの自治会で解散の届出(任意様式)を市に行う。
- 新たな自治会を設立するために必要となる自治会告示の申出を市に行う
 ⇒自治会告示申出書(規定様式)に①設立の理由書、②区域図、③設立総会の議事録、④役員及び構成員名簿、⑤規約、⑥事業計画書及び予算書を添付して申出

【吸収合併の場合】

- 受渡自治会の解散の届出(任意様式)を行い、受入自治会の変更(文書発送の数など)の報告を市に行う

3. 合併後の自治会運営について

合併時に様々な点を協議していたとしても、なかなか予定通りにスムーズに行くものではありません。細部においていろいろな問題が起こってくるのが考えられますので、少なくとも最初の1年は常に運営状況のチェックを行うことが望ましいです。

一方で、日々のトラブルばかりを気にしては「合併しなければよかった。」ということになりかねませんので、むしろ合併による成果を小さなことでも積み上げていくことが大切です。ぜひ総会や役員会などで良かった点を話し合い、それを構成員に広報するなど新しい自治会運営を盛り上げていってください。



4. 自治会合併への支援措置について

【自治会合併・連携支援交付金】

人口減少や核家族化などにより自治会会員の数が大幅に減となり、活動が困難となっている単位自治会が、近隣の自治会と合併・連携※して新たに自治組織を設立された場合に交付金を支給します。

交付金の申請には、申請する前の年度の9月末までに事前協議書の提出が必要となりますので、早めに市民活躍課までご相談ください。

$$\text{交付金額} = \text{【合併または連携する単位自治会の数} - 1 \text{】} \\ \times 137,500\text{円(報償金と交付金の均等割5年分相当)}$$

- 例** 2つの自治会が1つの自治会として合併・連携した場合：137,500円
3つの自治会が1つの自治会として合併・連携した場合：275,000円

※連携とは、2以上の隣接又は近接している自治会が、その区域の地域活動を一体的に行い、当該区域の市政事務嘱託員を1名にすることをいいます。（連携の場合、連携団体としての連たん性の確保、役員の統一、会計の一本化、規約の作成などの要件を満たさなければ交付金の交付対象とはなりません。）



自治会合併についてのご相談は、
「市民協働部市民活躍課自治振興係」まで
TEL 0749-65-8711

自治会Aが自治会Bを吸収する形の合併
(いわゆる「吸収合併」)の手続きの流れ

<吸収合併受入団体(自治会A)>

<吸収合併受渡団体(自治会B)>

合併時の調整事項について協議(規約、自治会ルール、事業・財産の整理、慣習事項など)

協議書(案)の作成

○協議した調整事項を記載した協議書(案)を作成することによって、合併の条件を誰が見てもわかるように明文化します。
○協議書(案)をもって、それぞれの自治会の構成員に合併の条件を確認(説明会を開催するとお良)してもらいましょう。

総会の決議

○総会において協議書(案)の承認決議を経て、合併することについての承認決議を得る
○規約変更について総会の決議を得る

総会の決議

○総会において協議書(案)の承認決議を経て、合併による解散についての決議を得る

協議書の締結 = 合併の効力発生

構成員の受入

○協議書に基づき受渡自治会の構成員を受け入れる

自治会の解散届出

○市に解散の届出を行い、今後の変更報告を行う。

自治会Aと自治会Bが合併して自治会Cを設立する形の合併
(いわゆる「新設合併」)の手続きの流れ

<新設合併消滅団体(自治会A)>

<新設合併消滅団体(自治会B)>

合併時の調整事項について協議(規約、自治会ルール、事業・財産の整理、慣習事項など)

協議書(案)の作成

○協議した調整事項を記載した協議書(案)を作成することによって、合併の条件を誰が見てもわかるように明文化します。
○協議書(案)をもって、それぞれの自治会の構成員に合併の条件を確認(説明会を開催するとお良)してもらいましょう。

総会の決議

○総会において協議書(案)の承認決議を経て、合併による解散についての決議を得る

総会の決議

○総会において協議書(案)の承認決議を経て、合併による解散についての決議を得る

協議書の締結 = 合併の効力発生

自治会の解散届出

○市に解散の届出を行い、今後の変更報告を行う。

自治会の解散届出

○市に解散の届出を行い、今後の変更報告を行う。

新自治会<自治会C>の設立総会

自治会告示の申出